

委託設計書						委託方法	請負					
所属部課名		街づくり部 みどりと花の課		設計年月日		令和 8年 1月 日						
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当	設計者				
委託名称		グリーンベルト等管理委託(東部地区)										
委託場所		松戸市東部地区										
年度科目		令和 8年度		委託期間		自 令和 8年 4月 1日	至 令和 9年 3月 31日	設計内容審査済				
委託価格		一金 円										
委託費計		一金 円										

内訳表

グリーンベルト東部地区

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費							
	清掃	29,051m ² ×12回/年	m ²	348,612			第1表参照
	除草	2,669m ² ×4回/年	m ²	10,676			第2表参照
	草刈	23,713m ² ×4回/年	m ²	94,852			第3表参照
	低木刈込	5,338m ² ×1回/年	m ²	5,338			第4表参照
	中木せん定	116本×1回/年	本	116			第5表参照
	生垣刈込	ピラカンサ 1回/年	m	257			第6表参照
	安全費		式	1			第10表参照
	直接委託費						
	経費		式	1			
	委託価格						
	消費税及び 地方消費税の額		式	1			
	委託費計						

第 1 表 清掃

100m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人				R03
普通トラック運転工	2t	h				第8表参照
合計						
* * 1m ² 当たり * *						

第 2 表 除草

100m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人				R03
普通トラック運転工	2t	h				第7表参照
合計						
* * 1m ² 当たり * *						

第 3 表 草刈

ハンドガイド式・芝用77cm

1000m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
草刈機運転	ハンドガイド式・芝用77cm	日				第9表参照
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工	2t	h				第7表参照
合計						
* * 1m ² 当たり* *						

第 4 表

低木刈込

機械刈

100m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L				T02
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
刈込機損料	1.2ps	日				M03
普通トラック運転工	2t	h				第8表参照
合計						
* * 1m ² 当たり* *						

第 5 表 中木せん定

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工	2t	h				第7表参照
合計						
* * 1本当たり* *						

第 6 表 生垣刈込

H=1.5m以上・機械刈

100m当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
ガソリン	レギュラー	L				T02
刈込機損料	1.2ps	日				M03
普通トラック運転工	2t車 6時間実働	日				第7表参照
合計						
* * 1m当たり* *						

第 7 表

普通トラック運転工

2t車 6時間実働

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.40			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
* * 1日当たり * *						

第 8 表

普通トラック運転工

2t

1h当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	3.90			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
* * 1h当たり * *						

第 9 表

草刈機運転

ハンドガイド式・芝用77cm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	10.8			T02
土木一般世話役		人				R06
特殊作業員		人				R05
普通作業員		人				R02
草刈機損料	ハンドガイド式・芝用77cm	日				M22
諸雑費		%				
* * 1日当たり* *						

第 10 表

安全費

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人				R08

グリーンベルト等管理委託(東部地区)仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

第1章 本委託業務の目的

<第1条>

本委託業務は、適宜措置を講じることで、グリーンベルト(東部地区)を良好な状態に保つように維持管理し、快適な市民の生活に寄与することを目的とする。

第2章 作業場所

<第2条>

作業場所は松戸市東部地区(別添図面参照)とする。

第3章 作業内容

第1節 清掃

<第3条>

清掃とは、本委託業務の作業場所内において、ゴミ、吸殻などを取りこぼしのないよう集めることとする。

第2節 除草・草刈

<第4条>

雑草の発生に起因する美観の阻害、犯罪や火災の発生、樹木などの生育阻害や病害虫の発生を防止し、グリーンベルトの安全性と快適性の向上に努めること。

<第5条>

除草

- ・グリーンベルトの樹木の植栽地内について実施し、根株を残さないよう人力で抜き取ること。
- ・既存の樹木を傷めないように注意しながら作業を行うこと。

- ・除草跡はきれいに整地し、凸凹のないようにすること。

＜第6条＞

草刈

- ・草刈はグリーンベルト内の樹木の植栽地以外の場所について実施すること。基本的に手押しまたは乗用型草刈機により実施するものとし、状況により肩掛式草刈機、人力草刈を併用すること。

- ・刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。

- ・作業は既存の樹木を傷つけないよう十分注意すると共に、人畜車両等に損傷を与えないよう安全対策に努めること。特に小石の跳ね飛ばし対策を十分に講じること。

- ・刈り草等は残らないように集積、処分すること。

第3節 低木刈込

＜第7条＞

低木刈込は、車両の見通しの状況等留意したうえで行うこと。また、花木類の刈込については、花芽の分化時期に留意すること。

第4節 中木せん定

＜第8条＞

下記の項目に留意のうえ実施すること。

- ・道路照明灯の光を阻害している枝
- ・道路を通行する車両、歩行者等の障害となる枝
- ・道路標識等の確認の障害になる枝
- ・架空電線または架空電話線に接近、または接触している枝
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝
- ・枯枝や、折れて落下する恐れのある枝

＜第9条＞

せん定した際に、切り口が大きい場合には殺菌剤を塗布し、腐れ、病気を予防すること。

＜第10条＞

せん定作業は周辺樹木、施設、工作物等に損傷が起きないように注意して行うこと。

第5節 生垣刈込

<第11条>

生垣刈込は、車両の見通しの状況等留意したうえで行うこと。また、花木類の刈込については、花芽の分化時期に留意すること。

第6節 ゴミの処理

<第12条>

本委託業務により発生するゴミ(可燃ゴミ、せん定枝、草等)については分別を行い適正な処理をすること。また、処分費(税抜 16 円/kg)は別途支払うので、処分したゴミの計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること。

<第13条>

せん定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

<第14条>

ゴミ処分量は28, 000kg を予定数量とする。

第4章 その他

第1節 作業時間

<第15条>

作業時間は午前8時から午後5時までの間を基本とするが、市が認めた場合は変更することができる。

第2節 作業回数及び時期

<第16条>

1年間の作業回数及び時期は、標準年間管理計画表に従うこと。

第3節 安全対策

<第17条>

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

<第18条>

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

<第19条>

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

第4節 作業報告

<第20条>

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

<第21条>

報告書の作成に当たっては、作業日毎に作業日報を作成し、また、各作業毎の作業前・中・後の写真帳を作成し、提出すること。

<第22条>

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・天気
- ・作業人数
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)

第5節 記録写真

<第23条>

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

<第24条>

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

<第25条>

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

第6節 休日の作業

<第26条>

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

第7節 関係法規の遵守

<第27条>

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第8節 疑義の解決

<第28条>

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

第9節 地元住民の対応

<第29条>

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

第10節 本仕様書に記載のない事項

<第30条>

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

グリーンベルト等管理委託(東部地区)標準年間管理計画表

作業項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
清掃	12													上本郷緑地は七草マラソン直前、六実緑地は六実桜まつり直前に1回実施すること。
除草	4													根から抜き取ること。 草丈に応じ適宜行うこと。
草刈	4													草丈に応じ適宜行うこと。
低木刈込	1													ツツジ類は花芽分化前までに実施すること。
中木せん定	1													
生垣刈込	1													ピラカンサ

管理面積一覧表

	地区名	面積(m ²)
1	小金原緑地	10,585
2	上本郷緑地	6,890
3	六実緑地	8,283
4	二十世紀が丘緑地	933
5	八柱緑地	1,998
6	常盤平支所前緑地	362
	合計	29,051

グリーンベルト等管理委託(西部地区)



グリーンベルト等管理委託(東部地区)

グリーンベルト等管理委託(西部地区)

地 区 名	
1	二三ヶ丘緑地
2	新松戸緑地
3	北小金緑地
4	横須賀1号緑地
5	横須賀2号緑地
6	横須賀グリーンベルト(鐘の下公園側)
7	馬橋立体中央分離帯
8	新松戸ケヤキ通り中央分離帯
9	坂川親水プロムナード

グリーンベルト等管理委託(東部地区)

地 区 名	
1	小金原緑地
2	上本郷緑地
3	六実緑地
4	二十世紀が丘緑地
5	八柱緑地
6	常盤平支所前緑地